

京都市京北地域活性化企画本部規則を公布する。

平成26年9月9日

京都市長 門川 大作

京都市規則第23号

京都市京北地域活性化企画本部規則

(設置)

第1条 京北地域(旧京北町の区域の編入の日前の同町の区域をいう。)の活性化のための構想(以下「構想」という。)の策定に係る調査, 研究及び企画を行うため, 京都市京北地域活性化企画本部(以下「本部」という。)を置く。

(組織)

第2条 本部は, 京北地域活性化企画本部参与(以下「参与」という。), 京北地域活性化企画本部長(以下「本部長」という。), 京北地域活性化企画副本部長(以下「副本部長」という。)及び京北地域活性化企画本部員(以下「本部員」という。)をもって組織する。

(参与)

第3条 参与は, 産業戦略監をもって充てる。

2 参与は, 構想の策定について, 本部長を支え, 全庁横断的な立場から指導する。

(本部長)

第4条 本部長は, 右京区役所地域力推進室京北地域活性化担当部長をもって充てる。

2 本部長は, 本部の事務を総理する。

(副本部長)

第5条 副本部長は, 総合企画局市長公室政策企画・調整担当部長及び文化市民局地域自治推進室長をもって充てる。

2 副本部長は, 本部長を補佐し, 本部長に事故があるときは, あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理し, 本部長及び当該副本部長に事故があるときは, 他の副本部長がその職務を代理する。

(本部員)

第6条 本部員は, 次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 環境政策局地球温暖化対策室エネルギー政策部長
- (2) 総合企画局情報化推進室長

- (3) 文化市民局市民スポーツ振興室長
- (4) 産業観光局産業戦略部長
- (5) 産業観光局観光M I C E推進室長
- (6) 産業観光局農林振興室長
- (7) 保健福祉局子育て支援部長
- (8) 保健福祉局保健衛生推進室長
- (9) 都市計画局歩くまち京都推進室長
- (10) 都市計画局住宅室長
- (11) 建設局建設企画部技術総括担当部長
- (12) 消防局総務部長
- (13) 交通局企画総務部長
- (14) 上下水道局総務部長
- (15) 教育委員会事務局総務部長
- (16) 上京区役所地域力推進室まちづくり推進課長
- (17) 西京区役所洛西支所地域力推進室まちづくり推進課長
- (18) 前各号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

(会議)

第7条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、参与、副本部長及び本部員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 本部長は、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、本部に部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、文化市民局及び右京区役所において行う。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成26年9月10日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)